

安倍川水系河川整備計画（大臣管理区間）の策定に向けて

安倍川流域委員会準備会議の設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、河川管理者である国土交通省は、「河川整備基本方針」と「河川整備計画」を策定することになりました。

中部地方整備局は、学識経験者や関係住民の方々、及び行政関係者など多方面の皆様からご意見を頂いて、今後20～30年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を示す河川整備計画を策定するために、各水系で「流域委員会」等の設置や関係住民の方々に対する「公聴会又は意見交換会」等を予定しています。

今回、中部地方整備局では「安倍川水系河川整備計画（大臣管理区間）」を策定するにあたり、学識経験者等から幅広くご意見を頂くための流域委員会を設置することとしており、これに先立ち流域委員会のあり方や委員の選定等について提言を行うことを目的とした「安倍川流域委員会準備会議」を設置するものです。

安倍川流域委員会準備会議 規約

(名称)

第1条 本会は、「安倍川流域委員会準備会議」(以下「準備会議」という。)という。

(目的)

第2条 準備会議は、安倍川水系河川整備計画(大臣管理区間)の作成にあたり意見を述べることを目的として設置する「安倍川流域委員会(仮称)」の設置にあたり、そのあり方(運営や委員の選定等)について中部地方整備局長に提言を行うことを目的とする。

(組織等)

第3条 準備会議は、国土交通省中部地方整備局長(以下「整備局長」という。)が設置する。

- 2 準備会議の委員は、整備局長が委嘱する。
- 3 委員会の任期は1年とし、再選を妨げないものとする。
- 4 委員に欠員が生じた場合には、準備会議にて協議の上、必要に応じて補充を行うものとする。

(会議)

第4条 準備会議には、議長及び副議長を置くこととし、議長は委員の互選によってこれを定める。

- 2 議長は会務を総括し、準備会議を代表する。
- 3 準備会議は議長が召集し、運営を行うものとする。
- 4 準備会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 5 議長は、副議長を委員の中から指名する。
- 6 議長に事故があった時は、副議長が議長の職務を代行する。

(情報公開)

第5条 準備会議及び準備会議資料の公開方法については、準備会議でこれを定める。

(事務局)

第6条 準備会議の事務局は、国土交通省中部地方整備局静岡河川工事事務所が行うものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、全委員総数の3分の2以上の同意をもってこれを行うものとする。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、準備会議の運営に関し必要な事項は、準備会議において定める。

付則

(施行期日) この規約は、平成15年1月27日から施行する。